

## 2010年度税制改正に望む

### I. はじめに

わが国経済は累次の景気対策の効果もあり、4～6月期の実質GDP成長率が前期比年率2.3%増と5四半期ぶりにプラスとなるなど一部に底打ちの兆しは出ているが、雇用情勢の悪化が続くなどいまだ予断を許さない状態にある。また、少子高齢社会の到来や、財政状況の悪化、食料・資源エネルギーの確保の問題など、社会全体に先行きに対する懸念が広がっている。

当面は経済情勢を見極めつつ切れ目ない施策を展開し、景気の2番底を回避しつつ、早期に景気を自律的な回復基調に乗せる必要があるとともに、持続可能な社会保障制度の構築、成長力の強化による財政の健全化、などの実現により将来不安の払拭を図っていく必要がある。

### II. 税制の基本的考え方

経済社会の課題の解決に向けて税制の果たせる役割は大きい。その観点から、税制の検討に当たっては、税制の3原則としての「公平・中立・簡素」に加えて、「成長」の視点を重視すべきである。なかでも、企業を「技術革新などで成長を牽引するエンジン」「雇用の確保や所得の増大を生む存在」と位置づけ、税制を構築し直していく必要がある。

中期的には、「成長力の強化」「将来不安の解消」による持続的成長の実現に向けて、税財政の抜本改革が必要である。特に下記の論点について具体化の議論を急ぐ必要がある。

- ① 国際競争力を意識した早期かつ大胆な法人実効税率の引き下げと、技術開発や投資促進への税制での後押し。
- ② 受益と負担のあり方を含め、納得性の高く持続可能な社会保障制度の構築。
- ③ 社会保障財源や地方の安定財源としての消費税のあり方の検討。
- ④ 財政再建の必要性。

当面の経済対策は世界的危機への対応としてやむをえず、切れ目なく実施すべきであるが、景気回復を前提に財政健全化の道筋を具体的な数値目標を持って示す必要がある。

2010年度税制改正については、個別に以下の事項の実現を強く要望する。

### III. 個別要望項目

#### 1. 法人課税

##### ① 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は 40.7%（東京 23 区）とすでに国際的に極めて高い水準にあり（OECD 平均は約 29%）、さらに近年海外では税制改革において法人課税を引き下げる傾向にある。わが国の経済の持続的成長を実現するために、企業の国際競争力を維持・向上させ、対日投資の拡大を図るべく、早期かつ大胆な法人実効税率の引き下げが必要である。

##### ② 2009 年度末に期限の到来する租税特別措置の取り扱い

租税特別措置（租特）については、研究開発促進税制に代表されるようにわが国企業の国際競争力維持のために必要なものが多く、一律に縮小を図ることは避けるべきである。特に、今年度末に期限を迎える「研究開発促進税制（増加型・高水準型）」「中小企業投資促進税制」「情報基盤強化税制」については、恒久化を含め引き続き措置されたい。

##### ③ 連結納税制度の見直し、グループ単体納税制度の制度設計について

連結納税制度は自由な組織再編を促し、企業グループの競争力強化を図るために 2002 年度に創設されたが、制度に問題があり未だ十分に普及していない。普及に向けて、連結加入時の子会社の欠損金持ち込み制限と子会社の時価評価規定の緩和、連結内寄付金を損金算入とすること、小規模子会社の連結内での強制加入除外、適用承認申請の期間短縮、地方税の納付効率化などについて見直しを行うべきである。

また、財務省・経済産業省・金融庁「資本に関する取引等にかかる税制についての勉強会」論点整理で提案されている「グループ法人単体課税制度（仮称）」については、選択適用か否か、グループ内の中小企業の取り扱いなど、制度設計についてさらに議論を深めるべきである。

##### ④ タックスヘイブン対策税制の見直し

近年、わが国企業の進出する多くの国で法人税率の引き下げが進んでいる。いまや、1977 年の導入時に設定した現在のトリガー税率（税率 25% 以下）は実態にそぐわなくなっており、企業のグローバルな経済活動を阻害する懸念がある。トリガー税率は 20% 未満に引き下げるべきである。また、地域の物流統括会社、金融統括会社など、実体のある経済活動を営む企業が制度対象とならないよう、適用除外規定を見直していく必要がある。

##### ⑤ 移転価格税制の見直し

移転価格事務運営要領の改定、事前確認体制の充実等、移転価格税制の改善が図られているが、引き続き独立企業間価格の算定については、企業と税務当局の見解の相違が発生しており、わが国企業の海外事業展開上のリスク要因となっている。見解の相違を減少させるため、事前確認で認められている独立企業間価格幅の使用を課税の

段階でも認められるべきである。

また、現状では制度適用の対象となる国外関連者の定義として発行済み株式等の50%以上の保有が定められているが、持ち分が50%ずつの場合には必ずしも支配力が及ぶとは限らない。こうした事情を踏まえ形式判断基準は50%超とすべきである。

## ⑥ 租税条約締結の促進

中国をはじめアジア諸国と結び付きの深い関西経済にとって、アジア諸国との連携強化によりその成長力を取り込むことが重要な課題である。安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、租税条約ネットワークの一層の充実を図る必要がある。特に2009年度改正において創設された海外子会社からの配当金の益金不算入制度との関係において、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことが必要である。

## ⑦ 研究開発税制の強化

先進的な技術を開発することは、企業の国際競争力の源泉であり、将来の雇用や企業収益につながる。2009年度の経済対策では研究開発支援税制が時限的に拡充されたが、持続的な研究開発の後押しをすべく、拡充された税額控除割合の恒久化、繰越期間の長期化を進めるべきである。

## ⑧ 受取配当の益金不算入と負債利子控除の撤廃

受取配当金は、支払う法人の段階で既に課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点から、受取配当金を益金不算入とするとともに、負債利子控除の廃止も含めた見直しを行うべきである。

## ⑨ 欠損金の繰り戻し還付と繰越期間の延長

昨今の経済環境を背景に、業績の悪化や事業の再構築のためやむなく損失を計上する企業が相次いでいる。繰り戻し還付については、2009年度税制改正において中小法人に限定して凍結が解除されたが、すべての企業にこれを適用し、経営の健全化を支援すべきである。また、わが国の欠損金の繰越期間は7年と、諸外国（アメリカは20年、イギリス・ドイツ・フランスなどは無期限）に比べ期間が短い。イコールフットリングの観点から、期間を延長すべきである。

## 2. 地方税

### ① 償却資産に係る固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、世界でも例が少ない。設備を多数所有する特定業界に税負担が偏る傾向があるなど課税の公平・中立性の観点から問題があり、将来的な廃止に向け、縮小をすべきである。まず、償却資産にかかる固定資産税の課税標準については、法人税法の減価償却の計算方法（償却可能限度額の撤廃）と整合性を持たせるべきである。

### ② 超過課税の廃止

法人実効税率は標準税率が約39.5%であるのに対し、17政令指定都市および東京 23

区の平均では約 40.7%と約 1%の超過税率が課されている。わが国の法人実効税率が国際的に高くなっている要因として、地方法人 2 税の存在があげられる。まず地方法人課税見直しの第一歩として超過課税の廃止が必要である。なお、地方法人 2 税は景気に左右されやすく、特定地域に税源が偏在するといった問題から、地方の安定財源として適当でなく、税制抜本改革において地方消費税の拡充などとともに見直しを図っていく必要がある。

### 3. その他

#### ① 環境税導入への反対

地球温暖化対策には、実際に温室効果ガスを削減する低炭素化の技術開発が重要である。国内対策としての環境税は、産業界の自主的な取り組みを阻害し、国際競争力の低下や国民経済への悪影響、産業の空洞化を招きかねない。低規制国へのシフトによる地球規模での増大が懸念されるなど CO2 削減効果にも疑問があり、導入すべきでない。革新的な技術開発を含め、省エネ・新エネに関する様々な研究開発とその普及に向けた支援を強化していくべきである。

#### ② 自動車関係諸税の暫定税率の取り扱いについて

自動車関連の暫定税率については、道路整備に必要な財源の確保に関する検討を行いつつ、抜本税制改革の中で税のあり方や税率について総合的な見直しをしていく必要がある。

#### ③ 事業承継税制の見直し

2009 年度税制改正において「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」「(同) 贈与税の納税猶予制度」が導入されたが、事業承継の円滑化に向け、要件の緩和措置が望まれる。景気や雇用情勢は刻一刻変動することを考慮し、雇用維持条件を下回った際にも未達の判定に一定の猶予期間を設けるなどの措置や、同族での後継者難を理由にした廃業を防ぐべく、贈与税の納税猶予制度における後継者の要件について、先代経営者の親族以外からも認めるなどの措置を検討されたい。

#### ④ 金融所得課税の一体化推進

1400 兆円を超えるわが国の個人金融資産運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な税制を構築する必要がある。配当・株式譲渡益・国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率（現行 10%）の維持・恒久化を前提に幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきである。

#### ⑤ 退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止

確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金など退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢社会に対応した年金税制を構築するため、2011 年 3 月まで課税が停止されてい

る特別法人税は撤廃すべきである。

#### ⑥ 印紙税の廃止

インターネット販売など電子商取引が一般化し、取引のペーパーレス化が進展するなかで、紙を媒体とする文書のみ課税する印紙税は、公平性の観点より問題が大きく、廃止すべきである。

#### ⑦ 税務行政と社会保障制度の効率・公平化に向けての取り組み

給付付き税額控除、持続可能な年金制度の構築など、納得性の高い社会保障制度を構築するためには、所得捕捉を強化することが必要である。税・社会保険料などの徴収コストを低下させる観点からも、納税及び社会保障給付に共通の番号制度の導入を進めるべきである。

#### ⑧ 税と会計の関係について

昨今わが国でも、企業の国際競争力強化や投資環境の整備に向けて、国際会計基準（IFRS）の採用に向けた議論が進んでいる。わが国の税制と会計制度は、確定決算主義などを通じて相互に深く関わっており、仮に IFRS を採用した際にも、課税ベースの拡大等により、企業の競争力低下を招かぬよう、税制上の手当てを検討する必要がある。

以上